知事 古 川 康	●佐賀県条例第四号	2 前項の手当の額は、勤務一月につき二万	2 教務手当は、前項のほか、消防学校に勤
ī		二~六 略	一 5 五 略
ひ佐賀県小規模水道条例の一部をさ	する条例をここに公布する。佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正	一 消防学校に勤務する職員で消防に関す該当する職員に支給する。	該当する職員に支給する。
		第四条 教務手当は、次の各号のいずれかに(教務手当)	第四条 教務手当は、次の各号のいずれかに(教務手当)
2 前項の手当の額は、勤務一月につき一万 三 児童福祉司 二千八百円を超えてはならない。	2 前項の手当の額は、業務に従事した日一	二 県税事務所に勤務する職員で県税の賦 二 県税事務所に勤務する職員で県税の賦	2 前項の手当の額は、業務に従事した日一
れらと同種の職務を行う者 社会福祉主事及び査察指導員並びにこ	ୢୖ୶	る事務に従事したもの 税務主管課に勤務する職員で自動車税	
たものに支給する。	規則で定めるものに従事したときに支給すく。)が、福祉に関する業務で人事委員会	する。	に関する業務に従事したときに支給する。める職員を除く。)が県税の賦課又は徴収務所に勤務する職員(人事委員会規則で定
に掲げる職員で福祉に関する業務に従事し	に勤務する職員(職員給与条例第七条に規	第三条 税務手当は、次に掲げる職員(人事)	第三条税務手当は、税務主務課又は県税事
る体障害者更生相談所、	日 者 更 生 相 談 所	2 昭 (税务手当)	2 昭 (党务手当)
第六条(社会福祉業務手当は、保建福祉事務(社会福祉業務手当)	第六条(社会福祉業務手当は、保建福祉事務)(社会福祉業務手当)	英	頂に
	 一第一項の手当の額 勤務一月につき二 一日につき七百二十円 	基づき、職員の特へ年佐賀県条例は、佐賀県	*例」という。) 第
	3 前二項の手当の額は、次の各号に掲げる	改 E 前	★ E 炎 E ☆ E ☆ E ☆ C E ☆ C A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	きに支給する。	施 行 す る。	参考資料

平成19年3月7日(水) 佐賀県公報 号外

10

	(施行期日)
	附則
	市長」を「武雄市長 鹿島市長」に改める。
してなされた申請その他の行為とみなす。	「鹿島市が」を「当該市がそれぞれの区域内に」に改め、同条の表中「鹿島
後の条例の規定の適用については、武雄市長がした処分等又は武雄市長に対	第十四条の表以外の部分中「鹿島市の」を「武雄市及び鹿島市の」に、
同日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、同日以後における改正	を次のように改正する。
藤保健所長がした処分等で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は	第五条 佐賀県小規模水道条例(昭和三十五年佐賀県条例第二十八号)の一部
行することとなる事務のうち、第五条の規定の施行の日前に知事若しくは杵	(佐賀県小規模水道条例の一部改正)
「改正後の条例」という。)第十四条の規定により武雄市長が管理し、及び執	き町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町」に改める。
4 第五条の規定による改正後の佐賀県小規模水道条例(以下この項において	を「鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みや
は、それぞれ同日以後においても、知事がするものとする。	第二条の表第一号の三中「小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町」
二条第一項の規定により知事に対してなされた申請に基づく処分等について	第四条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
法律第二百六十七号)第三条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十	第二条の表第一号の三中「唐津市」を「佐賀市 唐津市」に改める。
3 第二条、第三条及び第四条の規定の施行の日前に、旅券法(昭和二十六年)	第三条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
の他の行為とみなす。	め、同表第三号の三中「佐賀市」を「佐賀市(嬉野市」に改める。
ては、当該市町の長がした処分等又は当該市町の長に対してなされた申請そ	「武雄市」を「武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町」に改
執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用につい	第二条の表第一号の三中「鳥栖市」を「唐津市 鳥栖市 多久市」に、
為で、同日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び	第二条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行	海町」に改める。
行為(以下「処分等」という。)で現にその効力を有するもの又は第一条の	「武雄市 小城市」を「多久市 伊万里市 武雄市 小城市 みやき町 玄
欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の	二十七号中「佐賀市」を「佐賀市 唐津市」に改め、同表第二十七号の四中
例に関する条例第二条の表第九号の二、第二十七号及び第二十七号の四の上	第二条の表第九号の二中「佐賀市」を「佐賀市 武雄市」に改め、同表第
2 第一条の規定の施行の際、同条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特	の一部を次のように改正する。
(経過措置)	第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)
十月一日から施行する。	(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
同年七月一日から、第三条の規定は同年九月一日から、第四条の規定は同年	一部を改正する条例
1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は	佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の

11

号 外

第 務 市町又は広城連 事 務 市町又は広城連 「の三 旅券法(昭和二十六年法 常二百六十七号"以下この号 第二条の規定において「法」という?」に基 回車」武雄市 づく事務のちち、次に掲げるも の(別に知事が定めるものを除 第十条の規定による与体障害者 第十条の規定による身体障害者 第一、回回〜三の二 略 「・一の二 略 「・一の二 略 三の三 身体障害者福祉法施行令 第十条の規定による身体障害者 第一 一の四〜三の二 小城市 嬉野市 づく事務の方ち、次に掲げるも みやき町 玄」 みやき町 ること。 「・一の二 略 三の三 身体障害者福祉法施行令 作服和二十六年法 一の四〜三の二 のの(別に知事 の(別に知事 この三 身体障害者手帳 を破り、汚し、 をすること。 「・一の二 略 三の三 身体障害者福祉法施行令 作服和二十六年 一の四〜三の二 第十条の規定 第十条の規定 「の四」 第十条の規定 「の四」 「の」 「の」 「の」 「の」 「の」 「一の四」 「一の二 「一の四」 「一の」 「一の」 「一の」 「一の」 「一の」 「一の」 「一の」 「一の

平成19年3月7日(水) 佐賀県公報 号外 12

13	2	平成 19 年 3 月 7 日(水	()		佐 賀	1県 2	公報		号		外				
第五条第一項 多保健所 る保健所	第四条 第三条第一項、第二 知事	97 EA 正ね市乃て居居市の巨坂においる この条例の次の表の上欄に掲げる字句に読み替え に小規模水道を設置する場合を除き、これ に小規模水道を設置する場合を除き、これ にの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ	処	改正	第五条(佐賀県小規模水道条例	一の四~二十八略		く。) イトチ 略	の三一旅券法(昭和二十六年法 のうりまでは、という。)に基 のの一方、次に掲げるも	-・ の 略	事務	することとする。	第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、(市町等が処理する事務の範囲等)	改正	今回多、存養児母系及耳の牛仔は同てお多代
所す設 鹿島市長 長	鹿島市長	-欄に掲げる字句に読み替え、の中欄に掲げる字句に読み替え、これ、これでした。 しんしょう しんしょう しんしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう	ラズ成こらする	後	条例の一部改正)		石町 町 江北町 白町 石町 大町	町 野 ヶ 里町 市 小 城 市 小 城 市 小 城 市 一 上 峰町 志 吉 町 玉 山 古 吉 二 峰町 市 一 上 峰町 市 一 上 峰町 市 一 長 町 市 一 長 町 市 一 長 町 市 一 長 町 市 一 長 町 市 一 長 町 一 二 単 新 一 一 二 二 の 一 一 二 の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	武市。佐		合町又は広城連	広域連合が処理	る事務は、それ	後	
第五条第一項 等五条第一項 当該施設	第四条第二項並びに知事	WTELSY 展長市の区域にまいるこの系例の なったの表の上欄に掲げる規定の適用について に読み替えるものとする。	処	改 正 前	亡)に係る新旧対照表	一の四シニー十八略		イ~チ 略 く。) の (別に知事力気がるものを岡 き町,	く事務のうち、次に掲げるも 第二百六十七号。以下この号 第二百六十七号。以下この号	ー・一の二 略	事務	することとする。	第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、(市町等が処理する事務の範囲等)	改正前	
鹿島市長	鹿島市長	海げる場合での 身の しの 身の の りる で の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の い り の り の い う の り の い う の り の い う の り の い う の り の い う の り の い の の い の の い の い の の い の い の い の い の い の の い の の の の の の の の い の の の の い の の の い の の い の の の の の の の の の の の の の	の発売の						南田市 市島栖市 市小城市 小城市		合町又は広域連	生合が処理	すう、それ		
征する書面の再交付 屈出があったことを 三項の規定に基づく	ちゃう おうしょう おうしょう おの 一 一 探偵	付 を証 する法 の 業 第 二 項 の 規 定 第 四 の 規 定 第 四 の 規 定 第 四 の 規 定 第 の 規 定 第 の 規 定 第 の 規 定 第 の 規 定 第 の の 規 定 第 の の 規 定 第 の の 規 定 第 の の 規 定 第 の の 規 定 の の の 規 定 の の の の の た に の の の の た に の の の の た に の の の の	書面の交付	の規定による届出が	に基づく同条第一項第四条第三項の規定	国百四十六の五 探偵	別表第一第四百四	する。	●佐賀県条例第五号		平成十九年三月七日	佐賀県手数料条例の		及び第十三条	条、第十条、第十一
けようとする者	する書面の再交付を受 届出があったことを証	変更届出があったこと			ようとする者	する書面の交付を受け	第四百四十六号の四の次に次の三号を加える。	(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正	佐賀県手数料条例の一部を改正する条例県条例第五号	佐賀		の一部を改正する条例をここに公布する。			鹿島市長
	交付手数料	手数料 (変更) 交付 村				付手数料 屋出証明書交	次の三号を	(県条例第三	する条例	佐賀県知事		条例をここ		及び第一	条、第
	千円	千五百円				三千六百円	加える。	号)の一部・		古 川		に公布する。		及び第十三条第一項、第十二条	
	再交付申請のとき	変更届出のとき				届出のとき		を次の				U			9

平成19年3月		;)	佐	賀	県	公幸	袃				号	\$	4	m	4 】 別
百五十四の二 道路 交通法第八十九条の 大は変引免許をいう。 までにおいて六十九条の スは変引免許をいう、大 でにおいて六十七号 、大型 ちたり した第一条件 に 大型 に おいて 大型 を が の た が の た 、 大型 の の の の た 第 の の の た 部 の の の た 部 の の の の の の の の の の	衣第一第四百五												施	免許に係る試験の実た新又は中型自動車に基づく大型自動車に基づく大型自動車に基づく大型自動車に基づく大型自動車	別表第一第四百五
受けようとする諸験を第二種免許工作の法が考慮していた。	別表第一第四百五十四号の次に次の一号を加える。													験を受けようとする者大型自動車免許に係る試	第四百五十三号を次のように改める。
手二 しく二 発 発 発 発 発 発 条 許 子 種 発 自 ス 一 種 条 許 第 一 一 種 味 完 第 一 、 二 執 条 定 第 条 第 二 、 一 、 一 、 、 、 、 等 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	一号を加え													手数料 動車免許 試験 り の り の り の り の り の り の り の り の り の り	に改める。
 イ イ イ 第 1 第 1 1	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	百五十円)	ける場合にあっして試験を受	会が提供する	四千九百五十	定の適用を受	二第一項の規	ハ 道路交通法	適用を受ける	号に該当して	第九十七条の	十台	合 千八百五 用を受ける場	イ 道路交通法 イ 道路交通法	
受 験 申 込みの と き														受験申込みのとき	
検 定 し う の 審 査 4 そ キ 4 名	んはくー	交通法第九十九条の	円」に改め、同表	六百五十円」に改め、	え、「二千五百五十	転免許」を、「大刑	第四百五十六号の二中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運	百円」を「三千百	め、同号の口中「	七百円」に改め、	のロ中「四千四百	動車第二種免許」を加え、	別表第一第四百五		牽引第二種免許に係
H		の一型自動車免許に係る技	同表第四百六十二号の次に次の一号を加える。		「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」	「大型自動車運転免許」の下に「又は中型自動車運転免許」	二中「大型自動車」	「三千百円」に、「四千四百円」を「四千七百五十円」に改め、	「千七百円」を「千六百五十円」に改め、同号のハ中「三千三	同表第四百五十六号のイ中「二千五十円」を「二千円」	四千四百五十円」を「四千五百円」に、「六千六百五十円」を「七千	を加え、同号のイー	一第四百五十五号の二中「大型自動車第二種免許」		77
		 許又は中型自動車免	次に次の一号	十七号中「二	「五十円」に、	の下に「又	仮運転免許」	ロ円」を「四	六百五十円」	号のイ中「二	五百円」に、	甲二千百円	大型自動車篦		
 オンに気を する。 する。 として必要な たに掲げる者を除く。) 省を除く。) 者を除く。) 者を除く。) 	百円からそれぞ ででした での で で の の の の の の の の の の の の の の の の	二万四千七百円。	を加える。	一千八百円」	「三千六百二	は中型自動声	の下に「又は	千七百五十四	に改め、同日	「千五十円」・	「六千六百五	同号のイ中「二千百円」を「二千円」に改め、	二種免許」の	百円) 百円) 四千六	自動車を使用(公安委員
		審査申請のとき		同表第四百五十七号中「二千八百円」を「三千三百五十	五十円」を「七千	車運転免許」を加	は中型自動車仮運	円」に改め、同表	号のハ中「三千三	を「二千円」に改	五十円」を「七千	円」に改め、同号	の下に「、中型自		

千三百円	四千六百円
(トに掲げる	免除される者のいずれをも
技能の審査を	規定する審査
この とのなり ひとの	チハ及びニに
円 P F F	一万四千九
四千円百百二十 百百二十	免余される皆
(トに掲げる	りたずしていたので、現定する審査
免除される者	ト イ及びロに
技能の審査を	二千二百円
自動車の運転	免除される者
1 孝祖指導員	知識の審査を
た	方去こ因する
	云支をり平町
自尊重の辞怪の孝智ので、ことのる貢と或の言葉を見ていた。	く自動車の重
数彩	分開される書
よごとする者 指導員審査手	を存在して著名を
こうこちら音 言事員等至手 らってよ、 習指導員の審査を受け 重車免許影響 次に掲げ	田職の客臣と
習言事員) 学社 こそけ カエ と 干女冒	国施工部庁ら
午又は中型目	- 23
	者を除く。)
	(チに掲げる
	免除される者
第四百六十五号の次に次の一号を加える。	知識の審査を
に改め、同号のホ中「一万五千百五十円」を「一万五千八百円」に改め、	令についての
	所に関する法
を「三千二百円」に改め、同号のニ中「二千八百五十円」を「二千七百五十円」	二 自動車教習
「バギニ百五十円」を「七千力百五十円」に改め、同号のパ中、三千三百円」	らい 二千百
	掲げる者を除
改め、同号のイ中「四千七百五十円」を「四千六百円」に改め、	れる者(チに
自動車第二種免許」を加え、二一万二千五十円」を「二万二千四百五十円」に	審査を免除さ
	の内容となっ
こ汝め、司表第四百六十四号の二中「大型自動車第二重免許」の下こ	規定する教則
「四千六百五十円」に改め、同号のチ中「四千七百五十円」を「四千六百円」	十八第四項に
同身のヘ中「二千五十円」を「二千円」に改め、同身の下中「五千五十円」を	い道路交通法
司寺のへら「ニュニヨーと「ニュヨーニ女り、司寺のへら	七千五十円
を「二千百五十円」に改め、同号のホ中「二千百円」を「二千五十円」に改め、	げる者を除く。
	る者(トに掲
千四百五十円」を「二千二百五十円」に改め、司号のハ及びニ中「二千二百円」	査を免除され
	えいと言いを

	平反	戊 19 年3	月 7 日] (7)	()		佐	賀!	県	公	報					号		外				16	
十円」を「千三百円」に改め、同号の二及びホ中「千三百円」を「千二百五十号のイ中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同号のロ中「千三百五別表第一第四百六十七号中「九千八百五十円」を「九千五百円」に改め、同	三千五十円	免除される者 のいずれをも 規定する審査	免	のいずれをも規定する審査	ト イ及びロに者 千四百円	を 免除 される の 知識の 審査	教育について	へ教習指導員	者を除く。ン	(チに掲げる	知識の審査を	合についての	析に関わるた	千四百五十円	(チに掲げる	免余される者知識の審査を	運転に関するの他自動車の	ている事項その内省となって) 月年 : : : うり 月 : : : : うり 月 : : : : うり : : : : : うり : : : : : うり : : : :		一直各定重長	千二百五十	技能の審査を
る自動車の運転に関 動車第二種免許又は普通自 第七号の規定に基づ 第七号の規定に基づ	四百八十 道路交通法	の実施の実施に関する講習	項第六号の規定に基	四百七十九 道路交通	ように改める。	第一項第五号」に改め、同表第四百七十九号から第四百八十号の二までを次の	別表第一第四百七		施に関する隷省の実	云に周する舞習の厚	に基づく大型自動車第一項第四号の規定	交通法第百八条の二	四百七十五の二 道路		に改め、同表第四百	七百五十円」に改め、同表第四百六十九号中「三千円」を「三千五百五十円」	十円」を「二千七百	め、同号のロ中「二	「一万三千三百円」	許」の下に「、中型自動車第二種免許」を加え、「一万二千五百五十円」を	「二千五百五十円」に改め、同表第四百六十七号の二中「大型自動車第二種免	「四千円」を「三千	円」に改め同号
中型自動車第二種免許に係る自動車第二種免許に関する講習を受講 でを受講			に関する講習を受講し			いめ、 同表第四百十	第四百七十八号中「第百八条の二第一項第六号」を「第百八条の二				者	-			同表第四百七十五号の次に次の一号を加える。	8、同表第四百六十	「二千七百五十円」に改め、同号の二中「八千九百五十円」を「九千	同号のロ中「二千五十円」を「二千円」に改め、同号のハ中「二千八百五	万三千三百円」に改め、同号のイ中「四千九百円」を「四千八百円」に改	型自動車第二種免	に改め、同表第四	を「三千七百五十円」に改め、同号のチ中「二千六百五十円」を	同号のヘ中(千二百円)を「千百五十円」
数料	旅客車講習手		車講習手数料	原動機付自転		日十九号から	、条の二第一				静꽡手数彩	は中型自動車	大型自動車又		の一号を加	-九号中 二	同号の二中	一千円」に改	中「四千九	許」を加え	百六十七号	以め、 同号	一を一千百
き三千百五十円	講習一時間につ			講習一時間につ		ら第四百八十日	「項第六号」↓						講習一時間につ		加える。	二千円」を「	中「八千九百二	以め、 同号の い	、百円」を「日	へ、「一万二千	の二中「大型	のチ中「二チ	「五十円」にお
	受講申込みのとき		.1	受講申込みのとき		号の二までを次の	を「第百八条の二						受講申込みのとき			三千五百五十円」	五十円」を「九千	ハ中「二千八百五	四千八百円」に改	十五百五十円」を	型自動車第二種免	十六百五十円」を	に改め同号のト中